

『「介護サービス情報の公表」制度 解説ブック—基本情報編—』（居宅系サービス）
通知発出に伴う変更箇所について

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について」（平成22年3月19日老振発0319第1号）の発出に伴い、基本情報及び記載要領の一部が見直されましたので、ご連絡いたします。

すべてのサービスに共通する事項

項目	平成21年度	平成22年度
「共通事項」の「記入者名」	省令第140条の37第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。	省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。
「4. 介護（予防）サービスの内容に関する事項」のうち、「介護（予防）サービスの内容等」などの記載要領中の本文	記入年月日を含む月の前月から～	記入年月日の前月から～

一部のサービスに共通する事項

頁	項目	平成21年度	平成22年度
26、78、118、132、166、322頁 （いずれも基本情報）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」		経過的要介護の欄を削除
27、79、119、133、167、323頁 （いずれも記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～要介護（ <u>経過的要介護</u> 、 <u>要介護1、2、3、4及び5</u> ）に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。 <u>なお、経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。</u>	～要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

訪問介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
23 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「訪問介護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等</u> について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～

介護予防訪問介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
32 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供時間数」	訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供 <u>時間数</u>	訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供 <u>回数</u>
33 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供時間数」	訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供 <u>時間数</u> ～のうち、「 <u>身体介護中心型の1か月の提供時間</u> 」及び「 <u>生活援助中心型の1か月の提供時間</u> 」の合計時間数を、「 <u>実人数</u> 」の①に係る <u>常勤換算人数で除した時間数</u> を記載すること。	訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供 <u>回数</u> ～のうち、「 <u>介護予防訪問介護費（Ⅰ～Ⅲ）の算定件数</u> 」の合計件数を、「 <u>実人数</u> 」の①に係る <u>常勤換算人数で除した件数</u> を記載すること。
37 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供している日時」の「介護予防訪問介護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等</u> について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定介護予防訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～

夜間対応型訪問介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
51 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「夜間対応型訪問介護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定地域密着型サービス基準第4条</u> に規定する指定夜間対応型訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定夜間対応型訪問介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～

訪問入浴介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
77 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「訪問入浴介護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定居宅サービス基準第44条</u> に規定する指定訪問入浴介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定訪問入浴介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～
78 頁（基本情報） 79 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供する施設、設備等の状況」	介護サービスを提供する <u>施設</u> 、設備等の状況	介護サービスを提供する <u>事業所</u> 、設備等の状況

介護予防訪問入浴介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
84 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「看護師、准看護師及び介護職員1チーム当たりのサービス提供回数」	看護師、准看護師及び介護職員1チーム当たりのサービス提供回数	看護師、准看護師及び介護職員1チーム当たりの <u>1か月</u> のサービス提供回数
89 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供している日時」の「介護予防訪問入浴介護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定介護予防サービス基準第46条</u> に規定する指定介護予防訪問入浴介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定介護予防訪問入浴介護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～
90 頁（基本情報） 91 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供する施設、設備等の状況」	介護予防サービスを提供する <u>施設</u> 、設備等の状況	介護予防サービスを提供する <u>事業所</u> 、設備等の状況

療養通所介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
126 頁（基本情報）	タイトル	基本情報（療養通所介護）	基本情報（ <u>指定療養通所介護</u> ）
134 頁（基本情報）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「送迎車輛の有無」の「他の車輛の形態」		「台」を削除

介護予防通所介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
145 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供している日時」の「利用可能な時間帯」	利用者が指定介護予防サービス基準第 92 条に規定する指定介護予防通所介護を利用することが可能な時間帯について、～	利用者が指定介護予防サービス基準第 96 条に規定する指定介護予防通所介護を利用することが可能な時間帯について、～

介護予防認知症対応型通所介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
183 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの内容等」の「利用定員」	～なお、記載内容については、指定介護予防サービス基準第 27 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。	～なお、記載内容については、指定 <u>地域密着型</u> 介護予防サービス基準第 27 条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

福祉用具貸与

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
214 頁（基本情報）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービス利用者への提供実績」		経過的要介護の欄を削除
215 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービス利用者への提供実績」	～また、福祉用具の種類ごとに、要介護（ <u>経過的要介護</u> 、要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する利用者の延べ人数を記載すること。 <u>なお、経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。</u>	～また、福祉用具の種類ごとに、要介護（要介護 1、2、3、4 及び 5）に該当する利用者の延べ人数を記載すること。

介護予防福祉用具貸与

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
220 頁 (基本情報) 221 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数」	福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数	福祉用具専門相談員 1 人当たりの <u>1 か月</u> の利用者数

特定福祉用具販売

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
234 頁 (基本情報) 235 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数」	福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数	福祉用具専門相談員 1 人当たりの <u>1 か月</u> の利用者数
240 頁 (基本情報)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービス利用者への提供実績」		経過的要介護の欄を削除
241 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービス利用者への提供実績」	～また、福祉用具の種目ごとに、要介護（ <u>経過的要介護、要介護 1、2、3、4 及び 5</u> ）に該当する利用者の延べ人数を記載すること。 <u>なお、経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。</u>	～また、福祉用具の種目ごとに、要介護（ <u>要介護 1、2、3、4 及び 5</u> ）に該当する利用者の延べ人数を記載すること。
242 頁 (基本情報) 243 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み」	介護予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

特定介護予防福祉用具販売

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
246 頁 (基本情報) 247 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数」	福祉用具専門相談員 1 人当たりの利用者数	福祉用具専門相談員 1 人当たりの <u>1 か月</u> の利用者数
256 頁 (基本情報) 257 頁 (記載要領)	「5. 介護予防サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」のうち、「介護給付サービスに要する費用のうち、利用者が負担すべき費用」	介護給付サービスに要する費用のうち、利用者が負担すべき費用	予防給付サービスに要する費用のうち、利用者が負担すべき費用

256 頁 (基本情報)	「5. 介護予防サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」のうち、「介護給付以外のサービスに要する費用」	介護給付以外のサービスに要する費用	予防給付以外のサービスに要する費用
257 頁 (記載要領)			

小規模多機能型居宅介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
270 頁 (基本情報)	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等」の「実人数」	介護福祉士	介護職員
		その他従業者	その他の従業者
271 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等」の「実人数」	③ 介護福祉士	③ 介護職員
		⑤ その他従業者	⑤ その他の従業者
273 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等」の「業務に従事した経験年数」	介護支援専門員、その他の従業者の当該業務に従事した経験年数について、～	介護支援専門員、その他の従業者(介護支援専門員以外の従事者)の当該業務に従事した経験年数について、～
275 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「営業時間等」の「時間外対応の実績(記入年月日を含む月の前月から1年間)」	当該事業所の随時対応、24 時間対応を除く営業時間外の対応実績～	当該事業所の訪問サービスの24 時間対応を除く営業時間外の対応実績～
278 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容等」の「バックアップ施設の名称」	指定地域密着型サービス基準第 83 条第 3 項に規定するバックアップ施設を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。	指定地域密着型サービス基準第 83 条第 3 項に規定するバックアップ施設の名称及びその協力の内容について記載すること。
278 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容等」の「運営推進会議の開催状況」	～前年度1年間の開催実績、参加者人数、協議内容等について記載すること。	～前年度1年間の開催実績、延べ参加者人数、協議内容等について記載すること。
278 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「小規模多機能型居宅介護の登録者の状況」の「登録者の人数」	～85 歳以上) 別に、要介護～	～85 歳以上) 別に、記入年月日の前月に要介護～
280 頁 (基本情報)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「消火設備等の状況」		「あり」の場合の内容を記載する欄を追加

281 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「消火設備等の状況」	消火設備等を有している場合には、「あり」に <u>記すこと。</u>	消火設備等を有している場合には、「あり」に <u>記すとともに、その内容を記載すること。</u>
283 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価（ <u>地域密着型サービスの評価を含む</u> ）の実施状況等
284 頁（基本情報）	「5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」の「その他の費用」		算定方法を記載する欄を追加
285 頁（記載要領）	「5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」の「その他の費用」	～その額（規定額がない場合は、直近1か月の平均金額） <u>を記載すること。</u> ～	～その額（規定額がない場合は、直近1か月の平均金額） <u>及びその算定方法を記載すること。</u> ～

介護予防小規模多機能型居宅介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
286 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等」の「実人数」	<u>介護福祉士</u>	<u>介護職員</u>
		その他従業者	その他 <u>の</u> 従業者
287 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等」の「実人数」	③ <u>介護福祉士</u>	③ <u>介護職員</u>
		⑤ その他従業者	⑤ その他 <u>の</u> 従業者
289 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「従業者の当該報告に係る介護予防サービスの業務に従事した経験年数等」の「業務に従事した経験年数」	介護支援専門員、その他の従業者の当該業務に従事した経験年数について、～	介護支援専門員、その他の従業者（ <u>介護支援専門員以外の従事者</u> ）の当該業務に従事した経験年数について、～
291 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「営業時間等」の「時間外対応の実績（記入年月日を含む月の前月から1年間）」	当該事業所の <u>随時対応</u> 、24 時間対応を除く営業時間外の対応実績～	当該事業所の <u>訪問サービスの24時間対応</u> を除く営業時間外の対応実績～
293 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの内容等」の「バックアップ施設の名称」	指定地域密着型介護予防サービス基準第 59 条第 3 項に規定する <u>バックアップ施設を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載するこ</u>	指定地域密着型介護予防サービス基準第 59 条第 3 項に規定する <u>バックアップ施設の名称及びその協力の内容について記載すること。</u>

		と。	
296 頁（基本情報）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「消火設備等の状況」		「あり」の場合の内容を記載する欄を追加
297 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「消火設備等の状況」	消火設備等を有している場合には、「あり」に <u>記すこと。</u>	消火設備等を有している場合には、「あり」に <u>記すとともに、その内容を記載すること。</u>
299 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価（ <u>地域密着型サービスの評価を含む</u> ）の実施状況等
300 頁（基本情報）	「5. 介護予防サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」の「その他の費用」		算定方法を記載する欄を追加
301 頁（記載要領）	「5. 介護予防サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」の「その他の費用」	～その額（規定額がない場合は、直近1か月の平均金額） <u>を記載すること。</u> ～	～その額（規定額がない場合は、直近1か月の平均金額） <u>及びその算定方法を記載すること。</u> ～

なお、このほか、次の誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

介護予防認知症対応型通所介護

頁	項目	誤	正
177 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」